

平成27年第1回阿波市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成27年3月24日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（20名）

1番 谷 美知代	2番 笠井一司
3番 川人敏男	4番 檜原伸
5番 松村幸治	6番 藤川豊治
7番 吉田稔	8番 森本節弘
9番 江澤信明	10番 松永涉
11番 吉田正	12番 檜原賢二
13番 木村松雄	14番 阿部雅志
15番 岩本雅雄	16番 出口治男
17番 香西和好	18番 原田定信
19番 三浦三一	20番 稲岡正一

欠席議員（なし）

会議録署名議員

7番 吉田 稔	8番 森本節弘
---------	---------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 野崎國勝	副市長 黒石康夫
政策監 藤井正助	教育長 坂東英司
企画総務部長 町田寿人	市民部長 瀬尾勇雄
健康福祉部長 川井剛	産業経済部長 天満仁
建設部長 友行義博	庁舎建設局長 出口芳博
教育次長 吉田一夫	企画総務部次長 後藤啓
市民部次長 三木利彦	健康福祉部次長 高島輝人
産業経済部次長 妹尾明	建設部次長 大野芳行
吉野支所長 七條和子	土成支所長 新見正美
阿波支所長 宮本哲男	会計管理者 坂東重夫
財政課長 石川久	水道課長 大川広幸
農業委員会局長 高橋弘一	監査事務局長 秋山雅彦

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 姫 田 均                      事務局主幹 野 崎 順 子  
事務局長補佐 大 倉 洋 二

議事日程

- 日程第 1 議案第 2 号 平成 26 年度阿波市一般会計補正予算（第 7 号）について  
日程第 2 議案第 3 号 平成 26 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について  
日程第 3 議案第 4 号 平成 26 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について  
日程第 4 議案第 5 号 平成 27 年度阿波市一般会計予算について  
日程第 5 議案第 6 号 平成 27 年度阿波市御所財産区特別会計予算について  
日程第 6 議案第 7 号 平成 27 年度阿波市国民健康保険特別会計予算について  
日程第 7 議案第 8 号 平成 27 年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について  
日程第 8 議案第 9 号 平成 27 年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について  
日程第 9 議案第 10 号 平成 27 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について  
日程第 10 議案第 11 号 平成 27 年度阿波市介護保険特別会計予算について  
日程第 11 議案第 12 号 平成 27 年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算について  
日程第 12 議案第 13 号 平成 27 年度阿波市水道事業会計予算について  
日程第 13 議案第 14 号 阿波市職員定数条例の一部改正について  
日程第 14 議案第 15 号 阿波市職員の給与に関する条例等の一部改正について  
日程第 15 議案第 16 号 阿波市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について  
日程第 16 議案第 17 号 阿波市定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例の制定について  
日程第 17 議案第 18 号 阿波市行政手続条例の一部改正について  
日程第 18 議案第 19 号 阿波市介護保険条例の一部改正について  
日程第 19 議案第 20 号 阿波市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要

な事項を定める条例の制定について

- 日程第 2 0 議案第 2 1 号 阿波市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 2 1 議案第 2 2 号 阿波市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 2 3 号 阿波市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 2 3 議案第 2 4 号 阿波市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 2 5 号 阿波市地域支援事業利用料徴収条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議案第 2 6 号 阿波市立幼保連携型認定こども園設置条例の制定について
- 日程第 2 6 議案第 2 7 号 子ども・子育て関連 3 法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 2 7 議案第 2 8 号 阿波市手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 2 8 議案第 2 9 号 阿波市災害危険区域に関する条例の制定について
- 日程第 2 9 議案第 3 0 号 阿波市立幼稚園保育料徴収条例の全部改正について
- 日程第 3 0 議案第 3 1 号 阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 1 議案第 3 2 号 阿波市いじめ防止対策推進条例の制定について
- 日程第 3 2 議案第 3 3 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 3 3 議案第 3 4 号 あわ北「新市まちづくり計画」の変更について
- 日程第 3 4 議案第 3 5 号 阿波市道路線の認定について
- 日程第 3 5 議案第 3 6 号 阿波市道路線の変更について
- 日程第 3 6 請願第 1 号 公共施設等への L P ガス設備の導入に関する請願

(日程第 1 ～日程第 3 6 委員長報告・質疑・討論・採決)

- 日程第 37 発委第 1 号 阿波市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第 38 発委第 2 号 阿波市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第 1 議案第 37 号 監査委員の選任について
- 追加日程第 2 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 追加日程第 3 副議長辞職の件について
- 追加日程第 4 副議長選挙について
- 追加日程第 5 徳島中央広域連合議会の議員選出について
- 日程第 39 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

午前10時00分 開議

○議長（木村松雄君） ただいまの出席議員数は20名で定足数に達しており、議会は成立しました。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

日程第 1 議案第 2号 平成26年度阿波市一般会計補正予算（第7号）について

日程第 2 議案第 3号 平成26年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第 3 議案第 4号 平成26年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第 4 議案第 5号 平成27年度阿波市一般会計予算について

日程第 5 議案第 6号 平成27年度阿波市御所財産区特別会計予算について

日程第 6 議案第 7号 平成27年度阿波市国民健康保険特別会計予算について

日程第 7 議案第 8号 平成27年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 8 議案第 9号 平成27年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について

日程第 9 議案第10号 平成27年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

日程第10 議案第11号 平成27年度阿波市介護保険特別会計予算について

日程第11 議案第12号 平成27年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算について

日程第12 議案第13号 平成27年度阿波市水道事業会計予算について

日程第13 議案第14号 阿波市職員定数条例の一部改正について

日程第14 議案第15号 阿波市職員の給与に関する条例等の一部改正について

日程第15 議案第16号 阿波市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

日程第16 議案第17号 阿波市定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認

定に関する条例の制定について

- 日程第 17 議案第 18 号 阿波市行政手続条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 19 号 阿波市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 20 号 阿波市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例の制定について
- 日程第 20 議案第 21 号 阿波市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 21 議案第 22 号 阿波市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 22 議案第 23 号 阿波市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 23 議案第 24 号 阿波市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 24 議案第 25 号 阿波市地域支援事業利用料徴収条例の一部改正について
- 日程第 25 議案第 26 号 阿波市立幼保連携型認定こども園設置条例の制定について
- 日程第 26 議案第 27 号 子ども・子育て関連 3 法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 27 議案第 28 号 阿波市手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 28 議案第 29 号 阿波市災害危険区域に関する条例の制定について
- 日程第 29 議案第 30 号 阿波市立幼稚園保育料徴収条例の全部改正について
- 日程第 30 議案第 31 号 阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 31 議案第 32 号 阿波市いじめ防止対策推進条例の制定について
- 日程第 32 議案第 33 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第 3 3 議案第 3 4 号 あわ北「新市まちづくり計画」の変更について

日程第 3 4 議案第 3 5 号 阿波市道路線の認定について

日程第 3 5 議案第 3 6 号 阿波市道路線の変更について

日程第 3 6 請願第 1 号 公共施設等への L P ガス設備の導入に関する請願

○議長（木村松雄君） 日程第 1、議案第 2 号から日程第 3 6、請願第 1 号までを一括議題といたします。

以上の案件につきましては、各常任委員会に付託してありますので、各委員長の報告を求めます。

まず初めに、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長森本節弘君。

○総務常任委員長（森本節弘君） 議長の指名がございましたので、総務常任委員会の審査結果と経過についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る 3 月 1 6 日、委員 5 名が出席して会議を開き、付託されました議案第 2 号平成 2 6 年度阿波市一般会計補正予算（第 7 号）所管部分について、議案第 3 号平成 2 6 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、議案第 5 号平成 2 7 年度阿波市一般会計予算所管部分について、議案第 6 号平成 2 7 年度阿波市御所財産区特別会計予算について、議案第 7 号平成 2 7 年度阿波市国民健康保険特別会計予算について、議案第 8 号平成 2 7 年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第 1 0 号平成 2 7 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、議案第 1 4 号阿波市職員定数条例の一部改正について、議案第 1 5 号阿波市職員の給与に関する条例等の一部改正について、議案第 1 6 号阿波市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、議案第 1 7 号阿波市定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例の制定について、議案第 1 8 号阿波市行政手続条例の一部改正について、議案第 3 4 号あわ北「新市まちづくり計画」の変更についての以上市長提出議案 1 3 件について、理事者からの詳細な説明を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、付託された議案は全て原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、請願第 1 号公共施設等への L P ガス設備の導入に関する請願について慎重に審査した結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程でありました質疑の内容の主なものについて、簡単にご報告申し上げます。

企画総務部関係では、議案第2号平成26年度阿波市一般会計補正予算（第7号）所管部分について、委員から、学校教育用コンピューター賃借料の7年間のリース契約と買い取った場合の財政的な比較は行ったのかという質疑がありました。理事者より、現在市内には14の小・中学校がある。前回導入時に国の補助金を活用しており、今回は制度がない。仮に買い取ったとしたら2億数千万円の一般財源を一時的に投入することとなり、財政的に厳しくなる。そのため、7年間のリース契約のほうが、金利分高くなってくるが、財政の平準化を図ることができると考えているとの答弁でした。

また、議案第5号平成27年度阿波市一般会計予算所管部分について、委員から、総務費国庫補助金のうち、社会保障・税番号制度システム整備補助金1,553万6,000円の内訳について質疑がありました。理事者より、この社会保障・税番号制度システム整備補助金は、総務省関連の整備を行うものであり、この内訳として、住民基本台帳システム分が、国から324万円、地方税務システム分として432万円、団体内統合宛名システム分として144万円、そのほか中間サーバー・拠点施設利用分として653万6,000円、合わせて1,553万6,000円の補助金となっている。制度については、平成27年10月から市民の方に番号を振り、平成28年1月から運用開始予定になっているとの答弁でした。

また、議案第14号阿波市職員定数条例の一部改正について、委員から、職員定数条例を399人に変更後、将来的にまだ減るような見込みであるが、今後仕事の内容に沿った正規職員の人員確保を願いたいという要望がありました。

次に、市民部関係では、議案第2号平成26年度阿波市一般会計補正予算（第7号）所管部分について、委員から、固定資産税の歳入補正額1億300万円の増額の理由と収納率について質疑がありました。理事者より、今年度の歳入見込み額を25年度調定額の0.2%と慎重な範囲での伸びを見込んでいたが、当初の見込み額を上回る歳入が見込まれるため補正するものである。収納率については、今年度の収納率を現段階で96.67%と見込んでいる。25年度が96.51%であるので、やや上回る状況であると答弁がありました。

また、議案第5号平成27年度阿波市一般会計予算所管部分について、委員から、人権対策費について質疑があり、理事者より、人権教育啓発基本計画の計画期間満了に伴う次期計画策定のための調査委託料として149万1,000円を計上している。平成27年度にアンケート調査をし、平成28年度に基本計画を立てる予定であるとの答弁がありま

した。

以上、総務常任委員会の審査結果と経過の報告とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 報告が終わりました。

ただいまから委員長報告についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） これで総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長樫原賢二君。

○文教厚生常任委員長（樫原賢二君） 議長のご指名がございましたので、文教厚生常任委員会の審査結果と経過をご報告申し上げます。

本委員会は、去る3月20日、委員7名が出席して会議を開き、付託されました議案第2号平成26年度阿波市一般会計補正予算（第7号）所管部分について、議案第4号平成26年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第5号平成27年度阿波市一般会計予算所管部分について、議案第9号平成27年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について、議案第11号平成27年度阿波市介護保険特別会計予算について、議案第19号阿波市介護保険条例の一部改正について、議案第20号阿波市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例の制定について、議案第21号阿波市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第22号阿波市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第23号阿波市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について、議案第24号阿波市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、議案第25号阿波市地域支援事業利用料徴収条例の一部改正について、議案第26号阿波市立幼保連携型認定こども園設置条例の制定について、議案第27号子ども・子育て関連3法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第30号阿波市立幼稚園保育料徴収条例の全部改正について、議案第31号阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第32号阿波市いじめ防止対策推進条例の制定につい

て、議案第33号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、以上の市長提出議案18件について、理事者から詳細な説明を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、付託された議案は全て原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以下、審査の過程でありました質疑の内容の主な点について簡単にご報告申し上げます。

議案第5号平成27年度阿波市一般会計所管部分について、健康福祉部関係では、委員から、保健事業費の妊婦健診委託料について、妊婦への補助内容と他市との比較について説明するよう質疑がありました。理事者からは、現在この制度は県内統一の内容である。妊婦一般健康診査は、申請していただいた妊婦に対して14回の無料券を配布している。妊婦1人当たりおよそ11万4,000円の補助であるとの答弁がありました。

教育委員会関係では、委員から、体育施設費の工事請負費を詳しく説明するよう質疑がありました。理事者からは、工事内容は、市場テニスコート改修である。現在、市場テニスコートは、3面のうち2面がオムニコートで、残り1面が土のコートである。その土のコートをオムニコートに改修する、またあわせてトイレ改修なども行うとの答弁がありました。

市民部関係では、議案第2号平成26年度阿波市一般会計補正予算（第7号）所管部分について、委員から、浄化槽設置整備補助金の実績とその内容について質疑がありました。理事者からは、平成26年度における補助金支給の見込み件数は、合併浄化槽新設が66基である。単独槽から合併浄化槽への転換が32基であり、合計すると98基であるとの答弁がありました。

さらに委員から、この補助金制度は、今年度で最終となり、終了するののかとの指摘に対して、理事者からは、22年度から26年度までの5カ年計画で実施した循環型社会形成交付金事業は、27年度からは地域再生基盤強化交付金事業において整備事業を継続して実施する。今後は特に、市内におよそ7,000件ある単独槽を合併浄化槽へと変更する転換に対しての補助を増額し、浄化槽整備を推進していくとの答弁がありました。

以上、文教厚生常任委員会の審査の結果と経過の報告とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 報告が終わりました。

ただいまから委員長報告についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 質疑なしと認めます。

これで文教厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長樫原伸君。

○産業建設常任委員長（樫原 伸君） 議長のご指名がございましたので、産業建設常任委員会の審査結果と経過についてご報告申し上げます。

当委員会は、去る3月19日、委員6名が出席して会議を開き、付託されました議案第2号平成26年度阿波市一般会計補正予算（第7号）についての所管部分、議案第5号平成27年度阿波市一般会計予算についての所管部分、議案第12号平成27年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算について、議案第13号平成27年度阿波市水道事業会計予算について、議案第28号阿波市手数料徴収条例の一部改正について、議案第29号阿波市災害危険区域に関する条例の制定について、議案第35号阿波市道路線の認定について、議案第36号阿波市道路線の変更について、以上の市長提出議案8件について、理事者から詳細な説明を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、付託された議案は全て原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程でありました質疑の内容の主なものについて簡単にご報告申し上げます。

議案第2号平成26年度阿波市一般会計補正予算（第7号）についての所管部分に関してですが、委員からは、繰越明許費の額が大きいのは、当初の事業計画に無理があったのではないのかと質疑ありました。理事者からは、繰越明許費は件数、金額も多いが、道路橋梁費では、用地買収をする場合に、買収地及び隣接地の全ての地権者の立会が必要で、日程調整に時間を要したことや地権者の相続に時間がかかったことなどが主な理由である。また、河川費の排水ポンプ場については、この案件でも1億7,000万円程度と事業費が大きいので、繰越額も大きくなっている。今後、繰り越しを減らすよう努力していくとの答弁がありました。

議案第5号平成27年度阿波市一般会計予算についての所管部分に関しては、産業経済部関係では、委員から、阿波市ブランド推進事業補助金について6次産業化の予算も含まれているのかと質疑がありました。理事者からは、阿波市ブランド推進事業補助金は、販売組織活性化事業補助金、加工品等開発事業補助金、農業フォローアップ事業補助金、ブ

ランド化農産物展示圃設置補助金の4事業あり、6次産業は加工品等開発事業補助金に含まれているとの答弁がありました。

さらに、本市は県内きっての農業立市であるので、市の施設などを利用して6次産業にもう少し力を注げば農業の活性化につながるとの委員の指摘に対し、先議された補正予算の中に特産品認証PR事業が予算化されており、その予算と合わせて、農産物や加工品を特産品として認証する制度を確立していきたいとの答弁がありました。

建設部関係では、委員から、スマートインターチェンジ広域的検討業務委託料を詳しく説明するよう質疑がありました。理事者からは、平成27年度においては、国土交通省、徳島県、NEXCO西日本とスマートインターチェンジの勉強会、準備会を予定している。勉強会では、採算性などの事業効果、交通量などの調査を行い、その結果に基づき、スマートインターチェンジ整備計画の妥当性や設置場所の検討などを行いたいとの答弁がありました。

議案第29号阿波市災害危険区域に関する条例の制定についてに関しては、委員から、災害危険区域は河川の出水による危険の著しい区域とあるが、その具体的な要件、区域の指定をする場合の関係者の範囲などの質疑がありました。理事者から、危険の著しい区域とは、国土交通省直轄事業として築堤工事が進められている勝命地区において堤防の計画高水位より低い場所であり、区域の面積は5.1ヘクタールである。地権者の方を対象にした地元勉強会を開き、条例の趣旨などの説明を行ったとの答弁がありました。

以上、産業建設常任委員会の審査の結果と経過の報告とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 報告が終わりました。

ただいまから委員長報告についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 質疑なしと認めます。

これで産業建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

以上で各常任委員長の報告を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第2号平成26年度阿波市一般会計補正予算（第7号）についてから議案第13号

平成27年度阿波市水道事業会計予算についてまでの計12件を一括して採決いたします。

委員長の報告はいずれも可決です。

各委員長の報告のとおりに決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号から議案第13号までの計12件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号阿波市職員定数条例の一部改正についてから議案第36号阿波市道路線の変更についての計23件を一括して採決いたします。

各委員長の報告はいずれも可決です。

各委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号から議案第36号までの計23件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第36、請願第1号公共施設等へのLPガス設備の導入に関する請願についてを採決いたします。

委員長の報告は採択です。

委員長の報告どおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は採択されました。

~~~~~

**日程第37 発委第1号 阿波市議会会議規則の一部を改正する規則について**

**日程第38 発委第2号 阿波市議会委員会条例の一部を改正する条例について**

○議長（木村松雄君） 次に、日程第37、発委第1号阿波市議会会議規則の一部を改正する規則について及び日程第38、発委第2号阿波市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長原田定信君。

○議会運営委員長（原田定信君） おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、発委第1号及び発委第2号について議会運営委員会

の委員会発議でございますので、委員長の私から提案理由の説明をさせていただきます。

まず初めに、発委第1号阿波市議会会議規則の一部を改正する規則についての提案説明をいたします。

今回改正は、新庁舎議場に電子表決システムを導入するに当たり、表決の方法に関する規定の整備を図るものであります。第70条の起立表決の規定に新たに2項、電子表決システムに関する規定を設けることにします。

施行日につきましては、公布日から施行いたします。

次に、発委第2号阿波市議会委員会条例の一部を改正する条例についての提案説明をいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律とあわせ、地方自治法第121号の長及び委員長等の出席義務が改正されたため、本市委員会条例における出席説明の要求について、「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改めるものです。

附則1については、施行日を27年4月1日とし、附則2では経過措置を設け、教育長が従前の例により在職する場合には、改正前の規定が効力を有することと定めております。

以上、発委2件を提案いたしますので、議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

以上。

○議長（木村松雄君） 説明が終わりました。

発委第1号及び発委第2号は、成規の手続を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

発委第1号及び発委第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、発委第1号及び発委第2号は原案どおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午前10時32分 休憩

午前10時34分 再開

○議長（木村松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま市長から追加議案として、お手元に配付のとおり、議案第37号監査委員の選任について及び諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての計2件が提出されました。

お諮りいたします。

以上2件を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として直ちに議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。

~~~~~

#### 追加日程第1 議案第37号 監査委員の選任について

○議長（木村松雄君） 追加日程第1、議案第37号監査委員の選任についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 議長の許可をいただきましたので、本日追加提案いたしております議案について提案理由の説明を申し上げます。

議案第37号監査委員の選任についてであります。

平成27年3月31日をもって任期が満了する監査委員の選任につきまして、次の者を引き続き選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

住所につきましては、阿波市市場町上喜来字円定1878番地1、氏名、上原正一、生年月日は昭和17年8月22日でございます。

上原氏は、人格高潔ですぐれた見識を有しており、監査委員として適任者であると考えますので、同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

任期は、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年間となります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第37号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第37号監査委員の選任についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

監査委員の入場を許可いたします。

（監査委員 上原正一君 入場 午前10時39分）

○議長（木村松雄君） ここで、監査委員に選任されました上原監査委員のご挨拶をちょうだいいたしたいと思っております。

○監査委員（上原正一君） ご紹介いただきました上原正一でございます。

阿波市監査委員といたしまして市長から選任をいただきまして、またただいまは議会からご同意を賜りました。まことにありがとうございます。

阿波市の行政の公正と能率を確保するため、心を新たにして頑張りたいと思っております。皆様方のご指導、ご鞭撻のほどをどうぞよろしくお願いをいたします。どうもありがとうございました。（拍手）

~~~~~

## 追加日程第2 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（木村松雄君） 追加日程第2、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求め

ることについてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 議長の許可をいただきましたので、本日追加提案いたしております議案について提案理由の説明を申し上げます。

諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

平成27年6月30日をもって任期が満了する人権擁護委員の推薦について、法務大臣に対し次の者を引き続き人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

住所につきましては、阿波市阿波町勝命北99番地、氏名、神木元義、生年月日は昭和23年10月26日でございます。

神木氏は、温厚誠実な人柄で、地域住民からの信望も厚く、人権擁護委員として適格者であると考えますので、よろしくお願い申し上げます。

任期は、平成27年7月1日から平成30年6月30日までの3年間となります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを原案のとおり適任として答申いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号は原案のとおり適任として答申することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時43分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（木村松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副議長の江澤信明君から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、江澤信明君の退席を求めます。

（9番 江澤信明君 退席 午前11時02分）

~~~~~

### 追加日程第3 副議長辞職の件について

○議長（木村松雄君） 追加日程第3、副議長辞職の件についてを議題といたします。

まず、その辞職願を朗読させます。

姫田事務局長。

○議会事務局長（姫田 均君） それでは、議長の許可をいただきましたので、辞職願を朗読いたします。

阿波市議会議長木村松雄殿。

辞職願。このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

平成27年3月24日、阿波市議会副議長江澤信明。

以上です。

○議長（木村松雄君） お諮りいたします。

江澤信明君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、江澤信明君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

入場してください。

（9番 江澤信明君 入場 午前11時04分）

○議長（木村松雄君） 江澤信明君、副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

ただいま副議長を辞職されました江澤信明君からご挨拶があります。

江澤信明君。

○9番（江澤信明君） 昨年4月に、議員の皆様方からご推挙をいただき、副議長の大任を仰せつかり、木村議長のもと、阿波市政発展、議会の活性化に微力ではございますが、一生懸命努めてまいりました。この1年、皆様方の温かいご指導とご協力を賜りましたことに、改めて御礼を申し上げます。さらに、市民の皆様方の負託に応えるよう議員としてさ

らなる努力をいたす所存でございます。今後とも変わらぬご指導、ご鞭撻を心よりお願い申し上げますとともに、野崎市長を始め、理事者の方々のご協力に対しまして心から感謝申し上げます、退任のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

~~~~~

#### 追加日程第4 副議長選挙について

○議長（木村松雄君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、追加日程第4、副議長選挙を日程に追加し、議題といたします。

選挙の方法については投票によって行います。ご異議ございませんか。

原田定信君。

○18番（原田定信君） この際、各位のご賛同がいただければ、樫原賢二氏を指名推選いたしたいと思いますので、議長のほうでお取り計らいください。

○議長（木村松雄君） お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

それでは、指名推選ということでございますので、指名の方法をどのようにいたしますか。

原田定信君。

○18番（原田定信君） 樫原賢二議員を指名いたします。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（木村松雄君） お諮りいたします。

ただいま原田定信君が指名いたしました樫原賢二君を阿波市議会副議長の当選人と定め

ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。

ただいま副議長に当選されました樫原賢二君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

副議長に当選されました樫原賢二君のご挨拶があります。

登壇をお願いいたします。

樫原賢二君。

○12番（樫原賢二君） ただいま荣誉ある阿波市議会の副議長にご選任いただきまして大変光栄に存じますとともに、心から厚くお礼を申し上げます。ご支持をいただいたからには、木村議長を補佐申し上げ、議員の皆様方のお力添えをいただきながら、円滑な議会運営と、さらなる議会の活性化に努めてまいる所存であります。市民の負託に応えることができるよう、また開かれた阿波市議会を目指してまいりますので、どうかここにおられる市長を初め、理事者の方々及び議員の皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（木村松雄君） 暫時休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時36分 再開

○議長（木村松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告いたします。

先ほどの副議長選挙に伴い、議会運営委員会の樫原賢二君の辞職願が提出され、議長において許可されました。

議会運営委員会委員が欠けましたので、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において議会運営委員会委員に川人敏男君を選任いたしましたので、ご報告いたします。

なお、早速文教厚生常任委員会が開催され、文教厚生常任委員長に香西和好君、文教厚生常任委員会副委員長に松村幸治君がそれぞれ互選されましたので、ご報告いたします。

次に、徳島中央広域連合議会の議員の辞職について報告をいたします。

3月24日付で徳島中央広域連合議会議員の江澤信明君から辞職願が組合議会副議長に提出され、許可されております。それぞれ後任者の選任依頼が届いております。

お諮りいたします。

議員選出について日程を追加し、追加日程第5、徳島中央広域連合議会の議員選出について、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。

~~~~~

#### 追加日程第5 徳島中央広域連合議会の議員選出について

○議長（木村松雄君） 追加日程第5、徳島中央広域連合議会の議員選出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選といたしたいが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選といたします。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

直ちに指名いたします。

徳島中央広域連合議会の議員は、副議長の榎原賢二君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名をいたしました副議長の榎原賢二君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、副議長の榎原賢二君が徳島中央広域連合議会議員に当選をいたしました。

ただいま当選をいたしましたので、受諾をいたしたいと思います。

なお、当選されました榎原賢二君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の

規定によって、当選の告知をいたします。

~~~~~

### 日程第39 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（木村松雄君） 日程第39、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お手元に配付いたしました申出書のとおり、各委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたします。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

閉会に当たりまして、市長からご挨拶がございます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 平成27年第1回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

最初に、先ほど副議長に檜原賢二氏のご就任されましたことに対し心からお祝い申し上げます、市政運営への変わらぬご協力をお願い申し上げますとともに、今後のご活躍をご期待申し上げます。

閉会に当たり、4点ご報告申し上げます。

去る3月2日に板野西部学校給食組合議会が開催され、板野郡西部学校給食組合の解散について提案があり、承認されたところであります。その内容につきましては、平成27年3月31日の終了をもって、板野郡西部学校給食組合の解散と解散に伴う財産の処分について、地方自治法の規定により、徳島県知事に届け出るものとするというものであります。

次に、スマートインターチェンジの要望についてご報告いたします。

去る3月5日、阿波市からスマートインターチェンジ設置に関する要望書を国土交通省四国地方整備局長、徳島県知事及び西日本高速道路株式会社四国支社長へそれぞれ手渡したところであります。この要望については、市議会において地域活性化インターチェンジ

設置特別委員会を設けるなど、スマートインターチェンジ設置に関する調査を行ってきたところであり、今後のまちづくりや地域活性化に必要なことから、整備をお願いしたものであります。四国地方整備局長からは、今後の検討に際し積極的に支援を行うとの回答をいただいたところであります。

次に、土成小学校放課後児童クラブ施設整備事業についてであります。

このたび建設を進めておりました土成小学校放課後児童クラブ施設が無事竣工を迎え、去る3月15日に、保護者の皆様、周辺住民の皆様や多くの関係者の出席により、落成記念式典を開催したところであります。今後におきましても、児童の健全な育成と保護者の就労支援や子育て支援の充実に努めてまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

次に、児童発達支援事業所の開設についてであります。

かねてから、旧吉田荘跡地の有効利用を検討しておりましたが、このたび社会福祉法人池田博愛会による児童発達支援事業所どんぐりが来月より開所する運びとなりました。このどんぐりは、2歳から6歳までの幼児の日常生活支援や児童の療育補助を主な事業としており、既に定員を越す児童の保護者から申し込みがあるとのこととあります。これにより、市内の子育て支援事業はさらに充実するものと期待しております。

さて、今議会は新しい議場におきまして3月2日に開会以来、本日まで23日間の長期にわたりまして慎重なご審議を賜り、提出いたしました各種議案等につきまして全て原案どおりご決定いただき、まことにありがとうございます。今議会において賜りました貴重なご意見、ご提言につきましては十分検討し、今後の市政運営に生かしてまいりたいと存じます。

春の訪れを感じさせる季節となりましたが、議員各位におかれましては健康には十分に留意され、引き続き市勢発展のため格別のご支援、ご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） これで本日の会議を閉じます。

平成27年第1回阿波市議会定例会を閉会いたします。

午前11時46分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員